

第4章

市町村による支援のポイント



1. 市町村（保険者）の役割

（1）開業時の役割

ポイント

1. 参入事業者自身も事業内容を十分理解できていない面があるため、市町村と事業者との連携による普及を実施
2. 市町村によるケアマネジャーや地域住民へのサービス説明会の実施

① 市町村の支援の必要性

介護保険の在宅サービスは、通常ケアマネジャーが作成したケアプランに基づきサービス提供事業所がサービスを提供します。一方で、定期巡回・随時対応サービスでは、どのくらいの頻度でどのようなサービスを提供するかについてサービス提供事業所に一定の裁量が任されています。利用者の状態を現場で見ている介護職員や事業所の判断でサービス内容を決められるため、柔軟で細やかなサービス提供が可能ですが、従来の訪問介護サービスなどに慣れているケアマネジャーは、なかなか利用に踏み切れない傾向が見られます。

本来、新規事業の浸透や集客は、参入した事業所が自らの責任で行うことが当然です。しかし、定期巡回・随時対応サービスを開業しようとする事業者自身もサービス内容を十分理解しきれておらず、採算性に不安を持っています。現在の事業所の多くは、市町村からの声掛けやバックアップにより参入を決断しています。

定期巡回・随時対応サービスでは、ケアマネジャーや利用する高齢者自身、また高齢者を支える家族や近隣も含めて事業内容の理解を促す必要があります。そのため、市町村の関与が不可欠なのです。

また、地域に定期巡回・随時対応サービスが新たに開設された場合、その1事業所の成否によって、その地域にサービスが根付くかどうか左右されます。地域にサービスを根付かせるとともに、地域の介護サービスの選択肢を増やすために、サービスが軌道に乗るよう、市町村の適切な指導、助言、バックアップが必要と言えます。

② 開業時の市町村の支援内容

埼玉県内の定期巡回・随時対応サービス事業所へのアンケート調査によると、市町村の支援内容は、下表のとおりです。

既存の事業所では、約 60%の市町村が定期巡回・随時対応サービスに関する説明会を開催したり、事業所主催の説明会に同席したりしています。

その他、介護事業者向けの説明会を開催したり、広報誌への事業所の紹介や各種事業者連絡会への事業紹介の機会を設けたりしています。

県外の市町村が行った具体的事例を紹介しましょう。

(※複数選択)		(事業所数)		n= 22
回答項目	回答数	%	ケース割合	
事業説明会開催・同席 □	13	29%	59%	
事業者連絡会の開催	6	13%	27%	
自治体広報誌への事業所紹介	6	13%	27%	
他連絡会等への事業紹介の機会の設定	6	13%	27%	
利用者への事業紹介	4	9%	18%	
利用者向け利用手引きの作成	2	4%	9%	
その他	2	4%	9%	
無回答	6	13%	27%	
合計	45	100%	205%	

(2) 開業後の役割

ポイント

1. 開業時以降の継続的な周知による認知度の向上と利用者の確保
2. 地域支援事業の充実による定期巡回・随時対応サービス提供事業所の定着

定期巡回・随時対応サービスは、認知度が低く、地域に根付くまでに相当の時間がかかることが想定されることから、継続的に地域住民や関係機関に対して事業の特性を説明したり、利用事例を紹介したり、検討する場を設けることが必要です。本章末尾のコラム（参照 62 ページ）で紹介するとおり、埼玉県は出前講座を行っているので活用することも有効です。

また、事業が定着し、事業の認知度が高まるまでに必要な支援としては、定期巡回・随時対応サービスに適した利用者を事業所に紹介することなども有効です。サービスの利用者が増えれば、ケアマネジャーなどの理解が進み、結果として、定期巡回・随時対応サービスが地域に定着していきます。

さらに、介護保険法の改正により生活支援体制を整備し、生活援助は地域支援事業、身体介護は定期巡回・随時対応サービスとすることで、サービス提供事業所の訪問効率やヘルパーなど従事者のモチベーションも向上し、事業所の定着を図ることができます。

【開業後に想定できる市町村の支援内容】

- 定期的かつ定期的かつ継続的な周知活動
(例：事業者連絡会、ケアマネジャー連絡協議会、民生委員への説明など)
- 夜間対応型訪問介護の同時指定の推奨
- 介護医療連携推進会議への参加
- 市民や医療機関に向けた説明会の開催
- 事例検討会の開催や事例集の作成と配布
- 住民向けパンフレットの作成
- 定期巡回・随時対応サービス実施事業者連絡会の設立・運営支援

○事例 八潮市



八潮市は、埼玉県の東南部、都心から北東15kmに位置し、東は三郷市、南は足立区・葛飾区、西と北は草加市に接している。市内には、中川・綾瀬川・圀川・大場川・伝右川の一級河川が流れ、北足立台地と野田台地にはさまれた中川低地の南端に位置している。

東西 5.23km、南北 7.45km、面積 18.02km²

人口 85,923人（平成27年9月1日現在）

人口密度 4,745.2人/km²

高齢者数 18,783人

（高齢化率21.8%、高齢者密度1,041.8人/km²）

要介護認定率 11.7%

（※高齢化率、要介護認定率は第6期介護保険事業計画、地図、プロフィールは八潮市ホームページより引用）

八潮市では、公募にて平成25年度に定期巡回・随時対応サービスを1者選定しました。開業に伴い、居宅介護支援センターや地域包括ケアセンターを対象とした説明会を地域ごとに開催するとともに、地域ごとの居宅介護支援センター連絡協議会で説明の機会を設けるなど事業の周知活動を支援しました。

その後、利用者数が伸び悩んだため、サービス提供事業者は八潮市の担当者に状況報告し、対応策について相談しました。相談を受けた八潮市は、定期巡回・随時対応サービスが伸びない理由について地域包括支援センターに確認したところ、サービス開始当初の説明会だけでは十分にサービスが認知されておらず、特にケアマネジャーからは利用者像がよくつかめずケアプランに位置付けるのが難しいという意見が多くあることが分かりました。

市がサービス提供事業者にそのことを伝え、市と事業者とが協同して、定期巡回・随時対応サービスの説明を改めて丁寧に行いました。

その結果、地域包括支援センターやケアマネジャーからこれまでよりも関心を持ってもらえるようになり、それと共に利用者数が徐々に伸び始めました。

コラム 埼玉県を取組（県政出前講座）

定期巡回・随時対応サービスは、市町村が指定する地域密着型の事業ですが、埼玉県では、市町村の職員を含め住民や事業者に対して定期巡回・随時対応サービスの理解を促すための出前講座を開催しています。

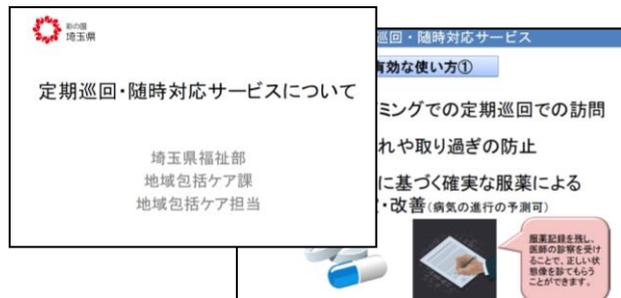
新規に事業所を開設する場合には、市町村と連携し、地域包括支援センターや町会や民生委員などに出前講座の開催を企画しましょう。定期巡回・随時対応サービスは比較的新しいサービスであるため、介護業界の関係者でさえサービスの実態や内容を理解している方がまだ少ない状況です。開業予定の事業者にとっても、新規の取組であるため、具体的な事業イメージができていないケースもあるのです。

出前講座では、県内で見えてきた事例を踏まえ、事業の必要性や利用者のメリットなどをわかりやすく説明しています。

また、開業に向けて、事業者が市町村と相談を行う際に、県職員が同席し、制度的な相談を受け付けることも実施しております。こちらについても合わせてお声掛けください。

（※必ず市町村を經由して御依頼ください。）

県政出前講座 申込書			
* 申込日	平成 年 月 日		
* 申込者(団体)名	〒		
* 住所(所在地)	〒		
代表者名 <small>(団体の専任者のみ記入)</small>			
集会等の名称	* 参加予定人数	人	
* 参加者	一般成人・大学生(専門学校生)・高校生(年)・中学生(年) 小学生(年)・その他()		
集会等の概要			
* ご希望のテーマ			
* ご希望の日時	月 日 () 午前・後 時 分 ~ 午前・後 時 分		
会場名	電話番号		
会場所在地			
その他のご希望等(特に説明を希望する内容など)			
連絡先	* 担当者名	* 電話番号	
	Eメール	FAX	



※ 埼玉県説明資料 例

【埼玉県の県政出前講座】 ※詳細は、ホームページにて必ずご確認ください。

○対象：

地域団体、企業などの民間団体や学校、市町村などの公的団体が主催する概ね10人以上の集会が対象です。

○実施日時：

ご希望に応じ、平日夜間、土・日・祝日も行います。
時間帯は午前10時から午後8時まで（土・日・祝日は午後5時まで）を原則とさせていただきます。

1講座は、質疑応答や意見交換等を含み60分程度が目安です

○費用：無料

会場設営費など集会の実施に要する経費や有償の資料をお使いになる場合の資料代は、お申込者側のご負担となります。

おわりに ～ 今、保険者である市町村に求められること

2025年に向けて地域包括ケアシステム構築に取り組む市町村には、これまで以上に「地域づくり」の視点が求められています。

定期巡回・随時対応サービスは、地域包括ケアシステムの要となる在宅サービスではありますが、地域資源や地理的状况などによっては、今のままでは事業者の参入が難しい地域もあるでしょう。

しかしながら、他県に目を向けてみると、定期巡回・随時対応サービスを実施するには一見不利に見える地理的状况にありながら事業を立ち上げ、他のサービスと組み合わせることで採算ラインもクリアしている事業者がいるのも事実です。

地域密着型サービスの整備における市町村の役割は、指定権者としての事務手続きに留まるものではありません。

安心して暮らし続けられる地域づくりを進めていくために、保険者である市町村は何ができるのか。今後、地域に必要な定期巡回・随時対応サービスを定着させるためには、どうしたよいか。

地域の住民のために考え、具体的な行動をすることが、市町村に求められていると考えます。

定期巡回・随時対応サービスの導入のために模索しても、糸口が見つけられない場合もあるでしょう。その場合は、定期巡回・随時対応サービスに拘らず、身近な地域の拠点を設けて行う小規模多機能型居宅介護など、他の地域密着型サービスから整備するという方法もあります。そこで設けた拠点を生かせば、次には定期巡回・随時対応サービスの整備につながるかもしれません。

大切なのは、地域の目指す姿、地域のサービス提供体制を具体的に検討し、事業者と連携して、住民のために計画的な整備を着実に進めることなのです。

埼玉県としては、市町村が定期巡回・随時対応サービスの整備・普及やサービス提供を通じて地域の課題と向き合い、より暮らしやすい地域づくりに取り組むことができるよう、今後とも支援していきます。

定期巡回・随時対応サービス
開設・経営の手引き

平成 27 年（2015 年）10 月発行
平成 28 年（2016 年）1 月印刷
埼玉県福祉部地域包括ケア課

調査機関：株式会社川原経営総合センター